

共同住宅ごみ排出マナー改善協力管理会社等登録制度（イメージ）

1 目的

札幌市と協力し、賃貸共同住宅におけるごみ排出マナーの維持・改善に向けての取組を行う共同住宅管理会社等を登録し、登録状況を情報発信することにより、賃貸共同住宅における排出マナー改善の一助とすることを目的とする。

2 登録業者のメリット

- (1) 札幌市と連携して、管理対象の共同住宅のごみ排出マナーを維持・改善することによる、管理会社としての管理負担の軽減
- (2) 企業イメージの向上

3 登録条件

札幌市と連携又は単独により、下記のようなごみ排出マナーの維持・改善の取組を行うことを条件とする。ただし、自主的な宣言による登録であるため、下記項目の実施を強制するものではない。

- (1) ごみ排出マナー・ごみ分別等の居住者への周知（チラシの配布、印刷物の掲示等）
- (2) 居住者への個別指導
- (3) 専用ごみステーションの浄化・清掃
- (4) その他、ごみ排出マナーの維持・改善を目的とした取組み

4 登録管理会社への配布物

ポスター・ステッカー等

- 札幌市は、市ホームページ等を利用して、登録業者を積極的に周知する。